

対象年度		令和 3年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート													
事務事業名		児童扶養手当支給事業						予算事業名		児童扶養手当支給費							
予 算 科 目		会計	01	款	項	目	事業	要求区分	児童扶養手当法								
				03	02	03	1101	経常経費	根拠法令								
総合計画体系		1ともに支えあい，安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)							事業の区分		主要事業						
		1-6安定した生活を送れる社会福祉の充実（低所得者福祉・母子・															
		②母子・父子福祉の充実															
		1生活の安定と自立の促進							担当課係等		子ども福祉課						
事業期間		継続（昭和37年度～ 年度）										子育て支援係					
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】									
母子家庭，父子家庭又は両親のいない家庭の経済的安定を図ることで，当該家庭の児童が健全に育成されることを目指す。																	
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】								【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】									
・認定請求を受理，審査後児童扶養手当を支給する。								母子家庭の母，父子家庭の父又は両親のいない家庭で児童を養育している者で，支給要件・所得制限限度額に該当する者									
・資格の取得・喪失，現況調査，各種変更等の処理を行う 手当額： 【全部支給】対象児童1人：43,160円，2人：53,350円，3人：59,460円 【一部支給】対象児童1人：43,150円～10,180円，2子：10,180円～5,100円，3子以降：6,100円～3,060円								【事業をとりまく環境の変化】									
【令和 3年度 事業内容】				【令和 4年度 事業内容】				【令和 5年度 事業内容】									
・現況届 8 月受理（認定請求を受理） ・審査後児童扶養手当を支給する。 支給回数 2 か月毎（奇数月）に支給 ・資格の取得・喪失，現況調査，各種変更等の処理を行う。				・現況届 8 月受理（認定請求を受理） ・審査後児童扶養手当を支給する。 支給回数 2 か月毎（奇数月）に支給 ・資格の取得・喪失，現況調査，各種変更等の処理を行う。				・現況届 8 月受理（認定請求を受理） ・審査後児童扶養手当を支給する。 支給回数 2 か月毎（奇数月）に支給 ・資格の取得・喪失，現況調査，各種変更等の処理を行う。									
■事業費																	
				R01年度		R02年度											
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	87,444	67,753										
	県		支	出	金	0	0										
	地		方		債	0	0										
	そ		の		他	0	0										
	一		般	財	源	175,423	135,509										
歳入計（千円）				262,867		203,262											
歳 出 内 訳	節（番号＋名称）			金額（千円）		金額（千円）											
	19 扶助費			262,867		203,262											
歳出計（千円）（A）				262,867		203,262											
伸び率（％）						-22.67											
備考	総合計画 67ページ 予算書 89ページ																

令和元年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R01年度	R02年度	R03年度
活動 指標			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	B どちらとも言えない	法定受託事務
妥当性	実施主体の妥当性	B どちらとも言えない	法定受託事務
	手段の妥当性	B どちらとも言えない	法定受託事務
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらとも言えない	法定受託事務
公平性	受益者の偏り	B どちらとも言えない	法定受託事務
有効性	成果向上の余地	B どちらとも言えない	法定受託事務
進捗度	事業の進捗	B どちらとも言えない	法定受託事務
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
法定受託事務			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
法令に基づき適正に事業を実施していく。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☒ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
方向性の具体的内容 法定受託事務であり適正な事業の遂行に努める。	
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。	